

## 委員会手続のオンライン化のための規定整備

- ・電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程(素案)
- ・電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領(素案)

**令和3年12月3日**  
**事務局**

# 目次

- 1 電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程（素案）
  - (1) 制定の趣旨 . . . p 4
  - (2) 規定内容 . . . p 5
  
- 2 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（素案）
  - (1) 制定の趣旨 . . . p 8
  - (2) 規定内容 . . . p 9
  
- 3 今後の進め方 . . . p 13
  
- (別記) 書面等による実施が委員会決定において規定されている手続一覧 . . . p 15

# **1 電気通信紛争処理委員会の手続における 情報通信技術の利用に関する規程(素案)**

- **委員会(※1)の手の続のオンライン等による実施(※2)を可能とするためには、書面等による実施が規定されているものについて、オンライン等による実施を可能とするための規定整備が必要。**

※1 具体的に、個々の手続は、委員会、あっせん委員、仲裁委員及び仲裁廷(以下「委員会等」という。)が主体・客体となつて行われる。

※2 委員会の手続は、次の3つに分類される。このうち、ア及びイはオンラインによる実施を可能とすること、ウは電磁的記録による実施を可能とすることが目的となる。

ア 委員会等に対して行われる通知(あっせんの申請、答弁書の提出等)

イ 委員会等が行う通知(あっせん案の提示、仲裁判断の通知等)

ウ 作成等(議事録の作成、仲裁判断書の作成等)

- この点、書面等による実施が法令(法律、政令又は省令)において規定されているものは、デジタル手続法(※3)により、オンラインによる実施が可能となっているが、委員会決定において規定されているもの(※4)は、デジタル手続法の適用対象外であり、オンラインによる実施が可能となっていない。

※3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)。

※4 別記のとおり。

- **そこで、書面等による実施が委員会決定において規定されている手続について、オンラインによる実施を可能とすることとし、所要の規定整備を行う(※5)。**

※5 具体的には、デジタル手続法を参考に、オンラインによる実施を一括して可能とする通則的な委員会決定を制定する。



**「電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程」を資料216-4-2のとおり制定する。**

### ① 電子情報処理組織による委員会等への通知(第1条関係)

- ア 委員会等に対して行われる通知のうち他の委員会決定の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該委員会決定の規定にかかわらず、別に定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機と、当該通知をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- イ アにより行われた通知については、当該委員会決定の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する委員会決定の規定を適用する。
- ウ アにより行われた通知は、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該委員会等に到達したものとみなす。

### ② 電子情報処理組織による委員会等からの通知(第2条関係)

- ア 委員会等が行う通知のうち他の委員会決定の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該委員会決定の規定にかかわらず、別に定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機と当該通知を受ける者の使用に係る者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限る。
- イ アにより行われた通知については、当該委員会決定の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する委員会決定の規定を適用する。
- ウ アにより行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

### ③ 電磁的記録による作成等(第3条関係)

ア 作成等(委員会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。以下同じ。)のうち**他の委員会決定の規定において書面等により行うことが規定されているもの**については、当該委員会決定の規定にかかわらず、当該書面等に係る**電磁的記録により行うことができる**。

イ アにより行われた作成等については、当該委員会決定の規定により行われたものとみなして、当該作成等に関する委員会決定の規定を適用する。

## **2 電気通信紛争処理委員会の手続の オンラインによる実施要領(素案)**

- 委員会の手続のオンラインによる実施を可能とするためには、その具体的な手法の整備も必要。
  - この点、委員会等に対して行われる通知及び委員会等が行う通知については、電子認証等の機能を備えた専用の情報システムが未整備であることから、規定上オンラインによる実施が可能となっているものも含め、実際はオンラインによる実施が可能となっていない(※1)。
- ※1 作成等については、具体的な手法がPCの利用であり、規定上電磁的記録による実施が可能となっているものは、実際上も電磁的記録による実施が可能となっている。
- そこで、電子メールの消失への対応方法、代表者の意思確認の方法等を定めることで、電子メールによる実施を可能とする(※2)とともに、意見聴取・口頭審理等対面による実施が想定されている手続について、実施の是非の考え方、情報管理の考え方等を定めることで、ウェブ会議による実施を可能とすることとし、所要の規定整備を行う。

※2 専用の情報システムの整備は費用対効果の点から現実的ではない。



**「電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領」**を資料216-4-3のとおり制定する。

## ① 電子メールによる実施要領

ア あっせん・仲裁における手続の電子メールによる実施手順について、「申請」、「申請があった旨の通知」、「あっせん・仲裁の手続を進める意向の有無の回答」、「以降の手続」の順に具体的に規定。規定のポイントは次のとおり。

### (ア) 電子メールの消失への対応方法

＜委員会等に対して行われる通知の場合＞

- 当事者は、必要な書類の電子ファイル(原則PDF形式)をパスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを、一連の手続において使用するメールアドレスから委員会宛てに送信(パスワード別送)。
- 当事者は、送信前又は送信後直ちに、委員会に対し、電子メールによる実施について電話で連絡。
- 委員会は、電子メールを受信後、内容を確認の上、受信した旨を当事者に電話で伝える。電子メールが届かない場合、消失の可能性があることから、状況を確認。

＜委員会等が行う通知の場合＞

- 委員会は、必要な書類の電子ファイル(原則PDF形式)をパスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを、当事者が一連の手続において使用するメールアドレス宛てに送信(パスワード別送)。
- 委員会は、送信後、当事者に対して電話で連絡し、電子メールの受信を確認。確認できない場合、消失の可能性があることから、状況を確認。

## (イ) 代表者の意思確認の方法

### <初回>

- 当事者として意思表示できるのは本人又は代理人のみであることから、当事者が法人の場合、**原則、代表者に対して電話又は対面(オンラインを含む。)により申請の意思確認**を行う。
  - ✓ 意思確認に当たっては、申請書等に記載の代表者が真正な代表者であることについて、所管部局への照会等により確認する。特に、小規模の事業者等、申請者が所管部局において平素接する機会の少ない事業者である場合は、入念に確認する。
- **ただし、あっせんの場合は、仲裁との手続の厳格性・柔軟性の違いを踏まえ、紛争の早期解決を図るため、担当部署の所属長を通じて代表者の意思を確認できれば、後日、代表者が追認することを前提に、手続を進めてもよいこととする。**
- 申請者が、自主的かつ任意に代表者の押印又は自署をしている場合、その他電子的な方法により代表者の意思を確認できる場合は、上記の方法による代表者の意思確認は不要とする。

### <2回目以降>

- 委員会は、代表者又は所属長に対して、**専用のパスワードを設定の上伝える。**
  - ✓ 2回目以降の手続については、都度、初回と同様な意思確認を行うことが原則だが、パスワードを使用することにより、当該意思確認を行ったものとみなすこととするもの。
  - ✓ 専用のパスワードは、代表者又は所属長本人ではなく担当者によって使用されることも想定されるところ、委員会等としては、仮にそれが悪用されたとしても法人としての意思確認を行ったものとみなすので、代表者又は所属長は、厳重に管理し、セキュリティ上必要があれば委員会に対して再設定を求めることを要する。
- 当事者は、必要な書類の電子ファイルを**専用のパスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを一連の手続において使用するメールアドレスから委員会宛てに送信。**
- 委員会等は、**専用のパスワードにより電子ファイルの暗号化を解除できることをもって、法人としての意思確認をしたものとみなす。**

イ 電子メールによる実施に当たっての留意事項として、次の旨を規定。

(ア) 証拠としての文書・物件のオンライン提出

**証拠としての文書又は物件の提出については、電子メールにより行うことを可能とするが、委員会等が必要と認める場合は、文書又は物件の原本を提出しなければならないこととする。**

✓ 例えば、当事者がオンラインにより提出した文書又は物件について、相手方当事者や委員会等から改ざんの疑義等が呈され、原本を確認する必要がある等、当事者の意に反して、委員会等の判断により原本を提出させることが必要となることが想定。

(イ) 委員会等が行う通知への押印について

**委員会等が行う通知への押印については、個々の事案ごとに、それまでの慣行や当事者等の意向も踏まえつつ、文書の真正性の確保等の観点からその必要性を検討することとし、必要と判断される場合は、当該押印を行うこととする。**

(ウ) 委員会等が行う通知に係る期限の起算日について

委員会等は、委員会等から通知を受けた日が期限の起算日となる手続については、事前に送信することを当事者等に伝えた上で電子メールを送信した後、当事者等から受信されないとの連絡がない限り、**委員会等の送信日を起算日とみなす。**

## ② ウェブ会議による実施要領

ア ウェブ会議による実施の是非について、次の旨規定。

仲裁法では、仲裁手続の準則は当事者が合意により定めるところによるとされており、当該合意がないときは、仲裁廷は適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができることとされている。これを踏まえ、**意見聴取・口頭審理等のウェブ会議による実施の是非について、当事者の合意がある場合は、当該合意により定めるところによることとし、当事者の合意がない場合については、当面、慎重に対応することとする。**

- ✓ 仲裁における手続以外の手続も同じ扱いとする。
- ✓ 「仲裁法等の改正に関する中間試案の補足説明」(令和3年3月法務省民事局参事官室)によると、法務省法制審議会仲裁法制部会では、仲裁手続における口頭審理のオンラインによる実施の可否について検討してきたところ、当事者の合意に基づき実施することには特段の異論がみられなかったが、当事者の少なくとも一方が反対した場合については、意見の一致が見られなかったとのこと。

イ ウェブ会議による実施手順について規定。ポイントは次のとおり。

(ア) 情報管理

**当事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととし、当事者への質問等により、遵守されない可能性がある場合は、意見聴取・口頭審理等を中止する。**

- ウェブ会議システムへのアクセスは、**できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行う。**
- あっせん又は仲裁の手続は公開しないこととされていることから、ウェブ会議により実施する意見聴取・口頭審理等は、**当事者、代理人及び補佐人以外の者に視聴させない。**

(イ) 回線障害等への対応

委員会等は、回線障害等により映像・音声の送受信ができなくなり、その結果、意見聴取・口頭審理等の適切な実施が困難と判断される場合は、やりとりを停止して、改善を待つ。

### **3 今後の進め方**

1 2月3日（金） 委員会において、「素案」について質疑応答。

（この間、意見等を踏まえ、内容を精査。）

2月又は3月 委員会において、「案」について審議の上、決定。

✓行政手続における書面・対面の見直し方針として、内閣府規制改革推進室からの照会に対して、次のとおり回答している。

「電気通信紛争処理委員会関連の手続について、速やかに検討を進め、証拠書面等における原本性の確保が必要な場合も考えられることから、この点について必要な措置を講じた上で、それ以外の手続について、令和3年度中に電子メールによるオンライン化を行う。」

**(別記)書面等による実施が委員会決定  
において規定されている手続一覧**

※以下、手続類型欄は次により記載している。

「A」：委員会等に対して行われる手続、「B」：委員会等が行う手続、「C」：作成等

## 1 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
1	総務大臣による諮問 (電気通信事業法関係)	(委員会への諮問) 第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。	電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第1項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (諮問及び答申並びに勧告) 第十条 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。	A 総務大臣 ↓ 委員会
2	総務大臣に対する答申(電気通信事業法関係)		電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第2項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (諮問及び答申並びに勧告) 第十条 2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。	B 委員会 ↓ 総務大臣
3	総務大臣に対する勧告	(勧告) 第百六十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。	電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第2項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (諮問及び答申並びに勧告) 第十条 2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。	B 委員会 ↓ 総務大臣

## 2 放送法(昭和25年法律第132号)の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
4	総務大臣による諮問 (放送法関係)	(裁定) 第百四十四条 5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。	電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第1項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (諮問及び答申並びに勧告) 第十条 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。	A 総務大臣 ↓ 委員会
5	総務大臣に対する答申(放送法関係)		電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第2項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (諮問及び答申並びに勧告) 第十条 2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。	B 委員会 ↓ 総務大臣

### 3 電気通信紛争処理委員会運営規程(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
6	代理人の権限の証明	(代理人及び補佐人) 第三条の三 2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。	電気通信紛争処理委員会運営規程第3条の3第2項に書面等による実施が規定(書面で証明しなければならない旨規定)	A 当事者 ↓ 委員会
7	補佐人の出頭	(代理人及び補佐人) 第三条の三 3 当事者又は代理人は、あっせん委員及び仲裁廷(三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	電気通信紛争処理委員会運営規程第3条の3第3項に出頭による実施が規定	A 補佐人 ↓ あっせん委員 仲裁廷
8	あっせんの答弁書の提出	(あっせんの答弁書の提出期間の指示) 第四条の二 委員会は、電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。	電気通信紛争処理委員会運営規程第4条の2に書面等による実施が規定(答弁書を提出する旨規定)	A 当事者 ↓ 委員会
9	仲裁準則と異なる別段の合意の提出	(仲裁手続の準則) 第五条の二 2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。	電気通信紛争処理委員会運営規程第5条の2第2項に書面等による実施が規定(書面を提出しなければならない旨規定)	A 当事者 ↓ 仲裁廷
10	和解の勧告の承諾・撤回	(和解の勧告) 第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第18条に書面等による実施が規定(書面でしなければならない旨規定) ○電気通信紛争処理委員会仲裁準則(抄) (和解勧告の実施の承諾等の方法) 第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面でなければならない。	A 当事者 ↓ 仲裁廷
11	証拠資料の当事者による閲覧	(証拠資料の閲覧) 第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする。	電気通信紛争処理委員会運営規程第8条の2に委員会の事務局における実施が規定	B 仲裁廷 ↓ 当事者

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
12	会議の議事録の作成	<p>(議事録)</p> <p>第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項（文書その他の方法により、会議の議事を行った場合においては、第一号に掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開催の年月日及び場所</li> <li>二 開会及び閉会の時刻</li> <li>三 出席した委員及び特別委員の氏名</li> <li>四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名</li> <li>五 出席した関係職員の所属及び氏名</li> <li>六 議題</li> <li>七 調査審議の内容</li> <li>八 議決事項</li> <li>九 その他必要な事項</li> </ul>	電気通信紛争処理委員会運営規程第14条第1項に書面等による実施が規定（「記載」の用語が用いられている）	C 委員会
13	会議の議事録及び会議で使用した資料の保存	<p>(議事録等の保存)</p> <p>第十五条 前条第二項の規定により委員長の承認を得た議事録（以下「会議の議事録」という。）及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。</p>		C 委員会
14	会議の議事録の公表	<p>(会議の議事録の公表)</p> <p>第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。</p>		B 委員会 ↓ 不特定の者
15	会議で使用した資料の閲覧	<p>(会議で使用した資料の閲覧)</p> <p>第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。</p>	電気通信紛争処理委員会運営規程第18条第1項に委員会の事務局における実施が規定	B 委員会 ↓ 一般
16	あっせん又は仲裁の手続に係る資料の閲覧	<p>(あっせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開)</p> <p>第十九条 2 前項の規定に関わらず、委員会は、あっせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。</p>	電気通信紛争処理委員会運営規程第19条第2項に委員会の事務局における実施が規定	B 委員会 ↓ 一般

#### 4 仲裁法(平成15年法律第138号)の規定に基づく手続き

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
17	仲裁判断書の作成	(仲裁判断書) 第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。	電気通信紛争処理委員会運営規程第8条第1項に書面等による実施が規定(「記載」の用語が用いられている) ○電気通信紛争処理委員会運営規程(抄) (仲裁判断) 第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。 一 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所 二 代理人があるときは、その氏名及び住所 三 主文 四 事実 五 理由 六 仲裁判断の年月日及び仲裁地	C 仲裁廷
18	仲裁判断の通知	(仲裁判断書) 第三十九条 5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。		B 仲裁廷 ↓ 当事者

#### 5 電気通信紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
19	仲裁委員の忌避の申立て	(忌避の手続) 第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第3条第2項に書面等による実施が規定(申立書を提出しなければならない旨規定) ○電気通信紛争処理委員会仲裁準則(抄) (忌避の手続) 第三条 2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があったことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。	A 当事者 ↓ 仲裁廷
20	仲裁に付することについての回答	(仲裁に付することについての回答期間の指示) 第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合(当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。)においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第8条の2に書面等による実施が規定(書面で回答すべき旨規定)	A 当事者 ↓ 委員会

No.	手続	根拠規定	書面等規定	手続類型
21	仲裁申請書記載事項等の陳述	(当事者の陳述) 第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第10条第1項に書面等による実施が規定（証拠書類を提出する旨規定）	A 当事者 ↓ 仲裁廷
22	仲裁申請書記載事項等の陳述の変更・追加	(当事者の陳述) 第十条 2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第10条第1項に書面等による実施が規定（証拠書類を提出する旨規定）	A 当事者 ↓ 仲裁廷
23	口頭審理	(口頭審理) 第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、(略)	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第11条及び第13条第1項に出頭による実施が規定（出頭による口頭審理を実施する旨規定） ○電気通信紛争処理委員会仲裁準則（抄） （不熱心な当事者がいる場合の取扱い）	B 仲裁廷 ↓ 当事者
24	口頭審理における証拠提出・意見陳述		第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時まで収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。	A 当事者 ↓ 仲裁廷
25	鑑定結果の報告	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第14条第1項に書面等による実施が規定（文書により報告させる旨規定）	A 鑑定人 ↓ 仲裁廷
26	鑑定人の口頭審理への出頭	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第十四条 3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。	電気通信紛争処理委員会仲裁準則第14条第3項に出頭による実施が規定（出頭しなければならない旨規定）	A 鑑定人 ↓ 仲裁廷